

事務ガイドライン第三分冊：金融会社関係 9 A. 特定目的会社、特定目的信託（SPC、SPT）関係 新旧対照表

改 正 後	現 行
9 A - 2 届出等に関する定期報告等	9 A - 2 届出等に関する定期報告等
9 A - 2 - 1 業務開始届出書等関係	9 A - 2 - 1 業務開始届出書等関係
(1) 受理した業務開始届出書等については、当該業務開始届出書等の第 1 面（受理年月日、受理番号及びその他必要事項を第 1 面右下に記載したもの）及び第 2 面の写しを、各月分をまとめて翌月末までに、<u>銀行・証券監督局長</u>あて送付するものとする。 (2) 廃業届出書（法第 12 条）及び特定目的信託終了届出書（法第 228 条）については、受理した都度、当該届出書の写しを<u>銀行・証券監督局長</u>あて送付するものとする。	(1) 受理した業務開始届出書等については、当該業務開始届出書等の第 1 面（受理年月日、受理番号及びその他必要事項を第 1 面右下に記載したもの）及び第 2 面の写しを、各月分をまとめて翌月末までに、<u>監督局長</u>あて送付するものとする。 (2) 廃業届出書（法第 12 条）及び特定目的信託終了届出書（法第 228 条）については、受理した都度、当該届出書の写しを<u>監督局長</u>あて送付するものとする。
9 A - 2 - 2 事業報告書	9 A - 2 - 2 事業報告書
受理した事業報告書（法第 216 条）については、当該事業報告書及び添付書類として提出された貸借対照表等に記載された事項を、別途定めるフォーマットに入力し、4 月から 9 月までの間に事業年度が終了する特定目的会社にあつては翌年 1 月末までに、10 月から翌年 3 月までの間に事業年度が終了する特定目的会社にあつては 7 月末までに、<u>銀行・証券監督局長</u>あて提出するものとする。	受理した事業報告書（法第 216 条）については、当該事業報告書及び添付書類として提出された貸借対照表等に記載された事項を、別途定めるフォーマットに入力し、4 月から 9 月までの間に事業年度が終了する特定目的会社にあつては翌年 1 月末までに、10 月から翌年 3 月までの間に事業年度が終了する特定目的会社にあつては 7 月末までに、<u>監督局長</u>あて提出するものとする。
9 A - 5 行政処分を行う際の留意点	9 A - 5 行政処分を行う際の留意点
9 A - 5 - 5 監督処分の通知	9 A - 5 - 5 監督処分の通知

改 正 後	現 行
(1) 法第 218 条から第 220 条までの規定による監督処分を行った場合は、当該監督処分に係る通知書の写しを<u>銀行・証券監督局長</u>あて送付するものとする。 (2) 法第 221 条の規定による公告を行った場合は、当該公告に係る官報を<u>銀行・証券監督局長</u>あて送付するものとする。	(1) 法第 218 条から第 220 条までの規定による監督処分を行った場合は、当該監督処分に係る通知書の写しを<u>監督局長</u>あて送付するものとする。 (2) 法第 221 条の規定による公告を行った場合は、当該公告に係る官報を<u>監督局長</u>あて送付するものとする。